

第28回・第3期第9回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成30年7月26日（木）18：30～21：00
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第27回・第3期第8回）議事録 3 議 事 宝塚市まちづくり基本条例について 4 その他 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、田中委員、中山委員、野田委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、立花委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人1人）

## 1 開会

事務局から、本日の出席者は15名、欠席者は4名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した。（1名遅れて出席のため、最終出席者は16名、欠席者3名）。

## 2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第27回・第3期第8回）議事録」の内容が確認され、以下の3点の修正があり、修正したものを議事録とする。

- 3 頁 (2) 発言8番目 ⇒ 「自分の課の問題と～」(「一日状況を見て、」の文言削除)
- 4 頁 発言者チ ⇒ 「市民参画条例」→「市民参加条例」(「参加」に修正)
- 5 頁 発言者会長 ⇒ 「市所内」→「市役所内」(「役」の追加)

## 3 議事

### (1) 宝塚市まちづくり基本条例について

事務局より、宝塚市まちづくり基本条例検討の経過及び条例の内容についての説明並びに委員より、補足説明が行われた後、議論が行われた。議論で出た意見としては下記のとおり。

- ア これを施行して市はどのように変わったのか。
- イ 公募委員、ヒアリングなどいろんなことを行ったし、行えていないものもあり、行ったが実行力がないものもある。完全に出来たわけではないが、全く行っていなかった訳でもない。かなり変化はしている。

ウ(会長) おそらく日本で最初にまちづくり基本条例として作ったのは北海道ニセコ

町。そのときの町長は、自身が町長のときは自分の思いで進められるが、町長ではなくなったときも今の方針をちゃんと位置付けておきたいから条例化したとおっしゃっていた。条例化することで確固たる方向性が共有できる。条例は議会が作る。議員は選挙で選んでいることから、議会で承認するということは、市民全員が承認するという手続きになる。

エ 感覚的な話だが、入庁してから住民自治が大事だと言われ続けてきた。震災の前から協働の取り組みをしていたところもあるが、ごく一部の部署だけで、全庁的には理念はあっても、今よりも自分事化されていない風土だった。平成14年度に条例が制定されたことで、役所の最高理念に位置付けられ、確立された考えとなった。平成14年度を境に協働の取組が加速したと思う。

オ 誰が市長になっても、まちづくりの基本姿勢が統一されたものにならないといけない。条例ができるまでに市が行っていた施策について改めて、まちづくり基本条例の中で位置付けたところがある。また、協働の取組をすべての施策で一定に考慮していく、一緒にやっていく仕組みを考えていくところが、一番転換された点かと思う。また、市民参加条例ができてからは、会議の公開の原則、委員の公募が徹底された。市民参加条例ができて、市民の方がいろんなプランや計画を作る部分について情報を得る、参加していただける、意見を言っただけの大転換になった。

カ(事務局) まちづくり基本条例が協働の推進の大きな牽引役になった。第4条第1項で、「市長は、市民の市が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障する」、第6条第1項で「市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。」などの規定に基づいて、市民参加条例が制定されて、いろんな審査会に市民が参加できる仕組みになってきた。第8条の情報の共有については、市民との協働を進める上で、情報共有が前提となるので広報に力を入れている。第15条の行政評価では、行政評価の仕組みについて、その後しっかり構築ができていると思う。

キ まちづくり基本条例を職員は徹底されているのか。

ク 事務をする上で確認するところがあるので、徹底されていると思う。

ケ 宝塚市住民自治組織のあり方に関する調査専門委員会による調査時に、まちづくり基本条例を読んだ。第6条第2項に、「市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。」と記載されているが、市民はこの条例を全然知らないと思った。まちづくり協議会は、この部分に関わっており、平成14年時点で既にまちづくり協議会は活動していた。平成14年の時点で位置付けしておけばよかったと思う。また、まちづくり協議会の位置づけが不明確なことによって、まちづくり協議会の意見が重みを持たないと感じている。条例で定めることで、まちづくり協議会は大きく変化できるのではないか。

コ 当時はこの条文が精一杯だった。宝塚市は全国に先駆けて条例を作ったがま

ちづくり協議会が位置付けられていない。後発の市は、いろんな形でまちづくり協議会を位置付けていった。

サ まちづくり協議会ができて20年経っている。もう少し早く位置付けた方がよかった。

シ 新しい時代で市も変わらないといけない、住民も変わらないとまちづくりは上手くいかないと宝塚市協働のまちづくり促進委員会で言っている。

ス 住民に伝わってこないのが問題である。条例をどうやって知らせようとしたのか。分かってもらえるような努力が必要だったのではないか。

セ コミュニティ施策の中で、住民主体でまちづくりを進めていこうという点で、まちづくり協議会ができた。その後、まちづくり基本条例・市民参加条例ができたときに「条例があることでまちづくり協議会の活動にバックアップができたから、市民の参加が増えるのではないか」と感じた。しかし、結果としてはできていない。まちづくり協議会が条例に位置づけられてないからこそ、市民の中ではまちづくり協議会って何か、という意見が残っている。まちづくりという観点において条例ができて浸透していない。行政側でも、理解されていない部分があると思う。

ソ(会長) 問題は2点ある。まちづくり基本条例の存在、内容を周知できているのかどうか。他市でも十数パーセントが基本条例の認知度である。市役所は徹底しないと市役所が困るものに対しては何百回も説明をして周知徹底をするが、条例に関してはパンフレットを配る程度で周知徹底の温度差があるのではないかという話が他市では出た。今後、全ての市民に周知徹底する努力、工夫が必要になるのではないかというのが1点目。2点目は、まちづくり協議会を条例に位置づけられないのには、自治会の存在がある。まちづくり協議会だけが条例に位置づけられると自治会の存在は何か、ということになる。法律に則った団体になるかについては、社会的にも非常に大きな要素である。宝塚でこの議論ができるようになったのは、宝塚市住民自治組織のあり方に関する調査専門委員会で、一定の結論が出たため。今回は、まちづくり基本条例をしっかりと理解する。まちづくり基本条例の中に、まちづくり協議会を位置づけるのか、別途条例を作っていくのかは、次の段階で議論する。

タ(会長) 条例を作ってもなかなか運用ができないのではないか、という意見もある。まちづくり条例に基づいて市民が活動できるようにするためには、市民に条例を知ってもらう必要がある。また、条例の語尾について議論がある。「義務」と「権利」では重みが全然違う。「しなければならない」という記述の場合、やっていると違法になってしまうため、市民側の立場も踏まえ、現段階では第6条の市民の権利と責務については「努めなければならない」という記述になっている。

チ 議会が条例を作って市民が承認した形になっているが、まちづくり基本条例について市民には理解されておらず温度差を感じる。理解されていない背景を

洗い出さないと、5年後同じことになる。

ツ(会長) まちづくり基本条例を管轄している委員会は、宝塚市協働のまちづくり促進委員会であるという確認を事務局に取った。市民に周知する活動をする事になれば、我々の仕事になるので、宝塚市まちづくり基本条例の説明会も行っていかどうか今後議論できればと思う。

テ 宝塚市協働のまちづくり促進委員会がどういう意気込みでこれを作ったのか、共有する必要があるのではないかと。そうしなければ、まちづくり協議会に説明できない。

ト 今後人口は減少していき、市の予算が少なくなっていく中で市民が動かないとだめな世の中になる。市民の人たちと一緒に考えるものを市民が作って市民が知らせていくのがいいと思う。

ナ(会長) 誰かが勝手に決めたものを、押し付けられているという認識がどこかにある。手続き的には、市民の代表である議会が決められているので、市民の意識、自主的な思いとして条例が出てきている。どのような形で条例を共有していくのかの議論を行い、市民の誤解を解いていく必要がある。

ニ 第6条第1項の記載があるが、いろんな手段を講じてきたが一時的であった。まちづくり条例の整備と同時に、システムも考えていかないと市民が知らない状態が続く。条例の独り歩きにならないようにシステムを考える必要があるのではないかと。市と市民のつなぎ役が必要になると思う。また自治会は、まちづくり協議会の中核をなすと言われてきて、今後も1つの団体として存続していくもの。自治会中心だとか、まち協中心だとかの議論は横に置き、ともに発展できるようになればと思う。

ヌ(会長) 法律でまちづくり協議会を認めることで、その中核をなす自治会の位置付けもはっきりしてくる。

ネ まちづくり協議会の認識が一致しているのか。まちづくり協議会が何であるかという認識をもう一度はっきりさせないといけない。そのようにしないと、なぜまちづくり協議会を条例に入れるか説明できなくなる。

ノ(会長) 自治会というのは自治の会。自治を守っていくためには、行政の中に組み入れるのではなくて、一線を画しておくのが重要。自治会を条例に入れると自治が揺らぐので、自治を守るためにも条例に入れないという方法もあると思う。

ハ いつも気になっているのは、まちづくり協議会の位置づけがはっきりしていないことに関して委員は話しているのに、市はどのような風に思っているかわからない。

ヒ 市民に条例を知らせるために、全戸配布するのはどうか。

フ(会長) 全市民が条例を見ることができるようにするのも一つの方法だと思うが、配布しただけで全員見てくれるのか。知恵を賜りながら考えていきたい。

ヘ まちづくり協議会のことを活動している本人もわかっているのか。まちづくり協議会の構成員のイメージが違う。まちづくり協議会の捉え方がバラバラに

なっている。自治会がまちづくり協議会の中核と記載したことで、自治会が決まないと動かないというように見える。中核という言葉を変えたほうが良い。役割分担をしているに過ぎない。

ホ 自治会とまちづくり協議会は表裏一体の関係があるのではないかと。中核とは言わないが、必要な組織だと思う。

マ 役割を分担して、住民のために活動しているという認識に立ちませんかという意味で言っている。

ミ 地域によって自治会の捉え方は違うと思う。各まちづくり協議会で中核であるかどうかは変わっていくと思う。

ム 自治会とまちづくり協議会の温度差はそれぞれなので、温度差に合わせた活動をしないといけないと思う。

メ 条例については、まちづくり協議会の会議に出ている人の9割は知らないと思う。また、管理組合・自治会・まちづくり協議会の区別がついていない人も多い。まちづくりの会議の際、条例を周知する方法が何かあれば良いと思う。

モ 市民意識調査の結果、関心が一番低いのが市民自治。市民自治の関心を引き上げる必要がある。

ヤ 市民自治を充実させるのは市の役割ではない。住民側であることに気付いていかないといけない。

ユ 高齢者が多くなって、病院で亡くなることができなくなっている。地域の中でどうやって支えていくか。誰が動くのかと言えば、市民でそれに気づいた人が動く時代。昭和では起こらなかったことが、これから地域のなかで起こるので考えないといけない。

ヨ 市民自治という項目だと関心が薄くなる。防災・地域食堂など日頃行っていることが市民自治である。アンケートの項目も考える必要がある。

ラ 行政に頼らず、地域でケアする仕組み作りが大切ではないか。今後、市民自治の比重が高まるのではないかと。

リ コストに対する行政の認識が甘いのではないかと。まちづくり協議会は、市からお金をもらって運営しているので、本当に住民のために役に立つことを意識しながら運営したい。市からまちづくり協議会に対してもう少し意見を言ってもらった方が良い。

ル(会長) まずは住民同士の相互チェックをしてもらいたい。その後、市がチェックという二段構えでもいい。

レ お金の管理は住民の方が苦手だと思う。

ロ(会長) 次回議論する内容についてだが、まちづくり基本条例をどのように多くの市民に知ってもらうか、そのためにどのような手段があるのかについて議論したい。また、まちづくり協議会をどのように位置付けていくのかについて、前提としてまちづくり協議会とは何なのかを議論した上でどういう文言で位置付けるのかも議論していきたい。事務局には、他市の条例の中で協議会が位置付

いているものについて収集し、どういう文言が使われているのか、どの条例で位置づけているのかと合わせて調べて、資料提供してほしい。

#### 4 その他

- (1) 事務局より、広報たからづか8月号の記事掲載にあたりご協力いただいたお礼及び掲載記事の紹介を行った。その他、宝塚市きずなの家事業及び宝塚市きずなづくり推進事業再募集の案内、西谷 JAZZ フェスタの案内。
- (2) 社会福祉協議会より、豪雨災害があった倉敷市へのボランティアバスの案内（事務局が代わりに伝達）。
- (3) 小林自治会より、第14回小林盆踊り大会の案内。
- (4) 宝塚NPOセンターより、地域の巻き込み方のコツ講座、スマホ写真講座、子どもたちにカワイイうちわを持たせたいプロジェクトの案内。
- (5) 小浜小学校区まちづくり協議会より、小浜宿行灯まつりの案内。

#### 5 閉会

以上